



福岡県医発第2927号(地)

平成24年 3月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」および「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）」が平成24年3月2日付けで公布されました。

当該改正の趣旨といたしましては、①介護職員の研修課程等の見直し、②介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定、とされており、改正内容については全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省ホームページ「全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議資料について」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000239zd.html>））に記載されている内容のものとなっております。

まず、介護職員の研修課程等の見直しにつきましては、現行の養成体系が複雑であることや、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月）における提言を踏まえ、現在の訪問介護員養成研修2級課程相当の研修を介護職員初任者研修と位置づけ、現行の訪問介護員養成研修の課程を一元化されることとなります。

当該見直しについては、平成25年4月1日施行となり、訪問介護3級課程については平成24年度末で廃止となります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業を行うことを選択した自治体が定めるべき項目等について記載されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(介 101)

平成 24 年 3 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」および「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 71 号）」が平成 24 年 3 月 2 日付けで公布されました。

当該改正の趣旨といたしましては、①介護職員の研修課程等の見直し、②介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定、とされており、改正内容については平成 24 年 2 月 29 日（介 98）「「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料の送付について」にてお送りいたしました課長会議資料に記載されている内容のものとなっております。

まず、介護職員の研修課程等の見直しにつきましては、現行の養成体系が複雑であることや、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成 23 年 1 月）における提言を踏まえ、現在の訪問介護員養成研修 2 級課程相当の研修を介護職員初任者研修と位置づけ、現行の訪問介護員養成研修の課程を一元化されることとなります。

当該見直しについては、平成 25 年 4 月 1 日施行となり、訪問介護 3 級課程については平成 24 年度末で廃止となります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業を行うことを選択した自治体が定めるべき項目等について記載されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の地区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。



記

(添付資料)

- ・介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

(老発 0302 第 4 号 平 24. 3. 2 厚生労働省老健局長通知)

以上



老 発 0302 第 4 号
平成 24 年 3 月 2 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」及び「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）」が本日公布されたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

第1 介護職員の研修課程等の見直し

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、介護職員の研修課程等の見直しを行うこととした。

第2 介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）の施行により、「介護予防・日常生活支援総合事業（改正法による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「新介護保険法」という。）第 115 条の 45 第 6 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）」が創設されることに伴い、その実施方法等の必要事項を定めることとした。

第二 改正内容等

第1 介護職員の研修課程等の見直し

一 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正

1 研修課程の改正について

現行の訪問介護員養成研修の課程（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程、訪問介護に関する二級課程及び訪問介護に関する三級課程）を「介護職員初任者研修課程」に一元化すること。（第22条の23関係）

2 研修の方法の改正について

現行では、講義、演習及び実習により行うものとされている研修の方法について、講義及び演習により行うこととし、必要に応じて実習により行うこととすること。（第22条の24関係）

3 介護員養成研修の指定の基準

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する都道府県知事が介護員養成研修事業者の指定を行う際の基準について1及び2を踏まえた改正をすること。（第22条の27関係）

4 経過措置

施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、全て介護職員初任者研修の修了者とみなし、また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについては、全て介護職員初任者研修課程の修了者とみなすこと。（附則第2条関係）

5 施行期日

地方自治体及び研修を実施する事業者等の準備期間を考慮し、施行日を平成25年4月1日とすること。（附則第1条）

二 介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正

1 訪問介護員養成研修の課程が介護職員初任者研修課程に一元化されたことに伴い、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部改正を行い、別紙のとおり研修のカリキュラムを改正すること。

2 施行期日は平成25年4月1日とすること。

第2 総合事業の創設に伴う必要事項の制定（介護保険法施行規則の一部改正）

一 新介護保険法第115条の45第2項各号の事業を行う際に従うべき基準は以下のとおりとすること。（第140条の62の3関係）

1 総合事業の対象となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターにおいて、その要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切なケアマネジメントに基づき決定すること。

2 サービスに従事している者（以下「サービス従事者」という。）の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。

- 3 サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 4 サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - (ア) 事故発生時は、利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - (イ) 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - (ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

二 生活支援サービス

総合事業のうち、生活支援サービスとして、新介護保険法第115条の45第2項第2号に掲げる厚生労働省令で定めるものは以下のとおりとすること。(第140条の62の4関係)

- 1 栄養改善を目的とした配食
- 2 自立した日常生活の支援を目的とした定期的な安否確認・緊急時の対応
- 3 その他地域の実情に応じつつ、予防サービスと一体的に行われることにより、介護予防・日常生活支援に資するサービス

三 委託基準

総合事業の事業実施を委託する場合の新介護保険法第115条の47第5項に掲げる厚生労働省令で定める基準は以下のとおりとすること。(第140条の69関係)

- 1 サービス従事者の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。
- 2 サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 3 サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - (ア) 事故発生時は、市町村・利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - (イ) 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - (ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四 新介護保険法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の再委託

- 1 新介護保険法第115条の47第5項の規定により同法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の実施の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が同法第115条の47第6項の規定により、当該事業の一部を委託する際の取扱いは、以下のと

おりとすること。(第 140 条の 70 関係)

① 受託者が新介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業の委託を行う際には次に掲げる事項を市町村長へ届け出ること。

(ア) 委託をしようとする事業所の名称及び所在地

(イ) 委託をしようとする事業の内容

(ウ) 委託をしようとする期間

② ①に掲げる事項の変更を行う場合には、その旨を市町村長に届け出ること。

③ 受託者が当該事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供すること

2 受託者が当該事業の一部を委託することができる者として、新介護保険法第 115 条の 47 第 6 項に掲げる厚生労働省令で定める者は指定居宅介護支援事業者とすること。(第 140 条の 71 関係)

五 利用料

総合事業の利用料に関する事項は、市町村が定めるものとする。(第 140 条の 72 関係)

第 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

介護職員初任者研修課程カリキュラム

科 目 名	合計時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

(注1) 講義と演習を一体で実施すること。

(注2) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」においては、必要に応じて施設の見学等の実習を活用すること。

(注3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含むこと。

(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間相当程度）を実施すること。

新旧対照条文

○別添 1

介護保険法施行規則（平成十一年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 地域支援事業等（<u>第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二</u>） 第六章（略） 第七章（<u>第百五十九条の二・第百六十条</u>） 第八章―第十章（略） 附則（略） （研修の課程） 第二十二條の二十三 令第三条第一項各号に掲げる研修（以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護職員初任者研修課程とする。 2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。 （研修の方法） 第二十二條の二十四 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができるものとする。	目次 第一章～第四章（略） 第五章 地域支援事業等（<u>第百四十条の六十三―第百四十条の六十八</u>） 第六章（略） 第七章（<u>第百六十条</u>） 第八章―第十章（略） 附則（略） （研修の課程） 第二十二條の二十三 令第三条第一項各号に掲げる研修（以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。）の課程は、介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程（以下「<u>一級課程</u>」という。）、訪問介護に関する二級課程（以下「<u>二級課程</u>」という。）及び訪問介護に関する三級課程（以下「<u>三級課程</u>」という。）とする。 2 研修の内容は、厚生労働大臣が定める基準以上のものとする。 （研修の方法） 第二十二條の二十四 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

2・3 (略)

(指定の申請)

第二十二條の二十六 (略)

一 (略)

二 研修の名称

三 五 (略)

六 実習を行おうとする者にあつては、実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

七 九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限は、おおむね八月以内であること。

二 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

三 前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

四 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

五 実習を行う場合にあつては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用で

2・3 (略)

(指定の申請)

第二十二條の二十六 (略)

一 (略)

二 研修の名称及び課程

三 五 (略)

六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）及び当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

七 九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護職員基礎研修課程に係る基準 次のイからハまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね三年以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

二 講師は、介護職員基礎研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

きること。

六 実習を行う場合にあっては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

二 一級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第三項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、一級課程を教授するのに適当な者であること。ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

三 二級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第三項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

へ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

四 三級課程に係る基準 次のイからへまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二条の二十三第三項に規定する基

準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、三級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。

二 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。

四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二条の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに同条第一項の証明書の番号とする。

(福祉用具専門相談員)

第二十二条の三十一 令第三条の二第一項第九号の厚生労働省令で定める要件は、第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程及び二級課程を修了したことをする。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。

二 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(名簿の記載事項)

第二十二条の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名、生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項の証明書の番号とする。

(福祉用具専門相談員)

第二十二条の三十一 令第三条の二第一項第九号の厚生労働省令で定める要件は、第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したことをする。

2 (略)

3 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(準用)

第二十二條の三十四

第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第二号」とあるのは「令第三条の二第一項第十号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三条の二第二項第二号イ」と、「養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)」とあるのは「同条第一項第十号の証明書の交付を受けた者」と、「同条第一項」とあるのは「同条」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第三条の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。)」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」若しくは「第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三条の二第二項第二号イ」と読み替

2 (略)

3 講習は、講義、演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

(準用)

第二十二條の三十四

第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第二号」とあるのは「令第三条の二第一項第十号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三条の二第二項第二号イ」と、「養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)」とあるのは「同条第一項第十号の証明書の交付を受けた者」と、「研修」とあるのは「講習」と、「同条第一項」とあるのは「同条」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第三条の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。)」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」若しくは「第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第三

えるものとする。

(法第百十五條の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準)
第百四十條の六十二の三 法第百十五條の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五條の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。

二 法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者(次号及び第百四十條の六十九において「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

三 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

四 利用者に対する法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五條の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(新設)

条の二第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

（法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十條の六十二の四 法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

一 栄養の改善を目的として、被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。）に対して配食を行う事業

二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

三 その他地域の実情に応じつつ、法第百十五條の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

（法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十條の六十九 法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

（新設）

（新設）

- イ 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五條の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等（法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業にあつては、市町村、当該利用者の家族等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第四百十條の七十 法第百十五條の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- 一 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
- 二 委託しようとする法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容
- 三 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間
- 2 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 受託者は、法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（新設）

(法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者)
第百四十条の七十一 法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

(利用料)

第百四十条の七十二 法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

(法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払)

第百五十九条の二 法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払(特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。)とする。

様式第十一号(第二十二条の二十五関係)

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

(新設)

(新設)

(新設)

様式第十一号(第二十二条の二十五関係)

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

（介護員養成研修事業者名）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の（介護職員基礎研修課程、一級課程、二級課程又は三級課程）を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

（介護員養成研修事業者名）

別添 2

○介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第
二百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。	介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準 一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程は、介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的知識及び技術を修得することを目的として、別表第一の課程により行われるものとする。 二 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員（訪問介護員（一級課程、二級課程又は三級課程を修了した者をいう。以下同じ。）のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。）が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表第二の課程により二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。 三 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、別表第三の課程により行われるものとする。 四 施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として、別表第四の課程により行われるものとする。

別表

講義及び 演習						区分
認知症の理解	老化の理解	介護におけるコミュニケーション技術	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	介護の基本	介護における尊厳の保持・自立支援	科目
六	六	六	九	六	九	時間数
講義と演習を一体で実施すること						備考
講義と演習を一体で実施すること 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること						

合 計	障害の理解		三
	こころとからだのしく みと生活支援技術		
一 三 〇	七五	四	必要に応じて、 施設の見学等の実 習を活用すること
	講義と演習を一 体で実施すること	講義と演習を一 体で実施すること	
(注) 右記とは別に、筆記試験による修了評価(一時間程度)を実施すること。			

別表第一(第一号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義及び 演習	生活支援の理念と介護 における尊厳の理解	三〇	講義と演習を一体 で実施すること。

実習									
介護実習	老人、障害者等が活用 する制度及びサービスの 理解	老人、障害者等の疾病 、障害等に関する理解	認知症の理解	介護におけるコミュニ ケーションと介護技術	生活支援と家事援助技 術	医療及び看護を提供す る者との連携	介護における社会福祉 士援助技術	生活支援のためのアセ スメントと計画	介護職員の倫理と職務
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
実習を行う前に 事前演習を行い、 実習終了後は事後 演習を行うこと。									

				別表第二（第二号関係）			
講義				区分			
老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義				科目			
障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義				時間数			
社会保障制度に関する講義				備考			
三						実習は、施設等に関する実習、通所及び小規模多機能型サービスに関する実習、訪問介護に関する実習並びに地域の社会資源に関する実習を行うこと。	
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							
三							
七							
一〇							

演習					
介護技術に関する講義	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	居宅介護支援に関する演習	介護技術に関する演習	処遇が困難な事例に関する演習
二八	二十	一六	六	三〇	二〇
事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。	事例の検討に関する講義を行うこと。				

合 計	実習		福祉用具の操作法に関する演習
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	介護実習	
一三〇	八	七六	六
		認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行うこと。	

別表第三（第三号関係）

講義					区分	科目	時間数	備考
社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に關する講義							六	
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に關する講義							六	
訪問介護に關する講義							五	訪問介護員の職業倫理に關する講義に二時間以上充てること。
老人及び障害者の疾病、障害者等に關する講義							一四	
介護技術に關する講義							一一	事例の検討に關する講義に四時間以

演習							
家事援助の方法に関する講義	相談援助に関する講義	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	介護技術に関する演習	訪問介護計画の作成等に関する演習	レクリエーションに関する演習	
四	六	八	四	三〇	五	三	
							上充てること。

講義				区分	実習		
訪問介護に関する講義				科目	介護実習		
三	四	三		時間数	合計	二四	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行うこと。
訪問介護員の職業				備考			

別表第四（第四号関係）			
三	四	三	

別表第四（第四号関係）

実習	演習							
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	事例の検討等に関する演習	基礎的な介護技術に関する演習	福祉サービスを提供する場合の基本的な態度に関する演習	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	家事援助の方法に関する講義	基礎的な介護技術に関する講義	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義
八	三	一〇	四	五	四	三	三	倫理に関する講義を行うこと。

合
計

五
〇

○厚生労働省令第二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十五第二項、第百十五条の四十七第五項、第六項及び第八項並びに第百七十六条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号及び第四項並びに第四条第一項第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十条の六十三―第百四十条の六十八」を「第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二」に、「第百六十条」を「第百五十九条の二・第百六十条」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十條」を「第八条第二十項」に改める。

第二十二條の二十三第一項中「介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程（以下「一級課程」という。）、訪問介護に関する二級課程（以下「二級課程」という。）及び訪問介護に関する三級課程（以下「三級課程」という。）」を「介護職員初任者研修課程」に改める。
第二十二條の二十四第一項中「演習及び実習により行う」を「及び演習により行うものとし、必要に応じて、実習により行うことができる」に改める。

第二十二條の二十六第一項第二号中「及び課程」を削り、同項第六号中「実習施設」を「実習を行うおうとする者にあつては、実習施設」に改める。
第二十二條の二十七第一項各号を次のように改める。

- 一 修業年限は、おおむね八月以内であること。
- 二 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。
- 三 前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 四 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

五 実習を行う場合にあつては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用すること。

六 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

第二十二條の二十七第二項第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十二條の二十八中「氏名及び」を「氏名」に、「修了した研修の課程及び」を「研修の」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十二條の二十九第一号中「課程並びに」を削る。

第二十二條の三十一第一項中「介護職員基礎研修課程、一級課程及び二級課程」を「介護職員初任者研修課程」に改め、同条第三項中「演習」を「及び演習」に改める。

第二十二條の三十四中「「研修」とあるのは「講習」とを削る。

第五章中第四十條の六十三の前に次の二条を加える。

(法第百十五條の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十條の六十二の三 法第百十五條の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五條の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。

二 法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者(次号及び第百四十條の六十九において「従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

三 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

四 利用者に対する法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五條の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業)

第百四十條の六十二の四 法第百十五條の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

一 栄養の改善を目的として、被保険者(第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。)に対して配食を行う事業

二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

三 その他地域の実情に応じつつ、法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

第五章中第四十條の六十八の次に次の四条を加える。

(法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十條の六十九 法第百十五條の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 市町村、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五條の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等(法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業にあつては、市町村、当該利用者の家族等に)に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出)

第百四十條の七十 法第百十五條の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二 委託しようとする法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容

三 法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間

四 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

五 受託者は、法第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

(法第百十五條の四十七第六項の厚生労働省令で定める者)

第百四十條の七十一 法第百十五條の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

(利用料)

第百四十條の七十二 法第百十五條の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

第七章中第六十條の前に次の一条を加える。

(法第百七十六條第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払)

第百五十九條の二 法第百七十六條第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第百十五條の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者(この利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払(特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。))とする。

様式第十一号中「介護職員基礎研修課程、一級課程、二級課程又は三級課程」を「課程」に改める。

附則

第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の二十三の改正規定、第二十二條の二十四の改正規定、第二十二條の二十六から第二十二條の二十九までの改正規定、第二十二條の三十一の改正規定、第二十二條の三十四の改正規定及び様式第十一号の改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 次に掲げる者は、この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新介護保険法施行規則」という。)第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

一 第二十二條の二十三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程、一級課程又は二級課程(以下「旧研修課程」という。)を修了し、当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 第二十二條の二十三の改正規定の施行の際現に旧研修課程を受講中の者であつて、第二十二條の二十三の改正規定の施行後当該旧研修課程を修了したことにつき、当該旧研修課程に係る研修を行った者から当該旧研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(準備行為)

第三条 新介護保険法施行規則第二十二条の二十

三第一項に規定する研修及び新介護保険法施行規則第二十二条の二十六第一項の規定による事業者の指定に関し必要な手続その他の行為は、第二十二条の二十六の改正規定及び第二十二条の二十七の改正規定の施行前においても、新介護保険法施行規則第二十二条の二十六及び第二十二条の二十七の規定の例により行うことができる。

講義及び演習						区分	科	目	時間数	備考
介護における尊厳の保持・自立支援						九	職務の理解		六	講義と演習を一体で実施すること。
介護の基本						六				講義と演習を一体で実施すること。
介護・福祉サービスの理解と医療との連携						九				必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
介護におけるコミュニケーション技術						六				
老化の理解						六				
認知症の理解						六				
障害の理解						三				

別表

○厚生労働省告示第七十一号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、同日前に開始された研修については、なお従前の例によることができる。

平成二十四年三月二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。

(注) 右記とは別に、筆記試験による修了評価(一時間程度)を実施すること。

合 計		一三〇	
振り返り	ここらからのしくみと生活支援技術	七五	講義と演習を一体で実施すること。
		四	介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。
			講義と演習を一体で実施すること。
			必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。